

大阪公立大学自己点検・評価実施要項

2022 年 4 月 1 日

1. 自己点検・評価の目的

大阪公立大学（以下「大学」という。）における自己点検・評価は、教育・研究等の質の向上を図るとともに、大学が目指す理念・目標を達成するために実施する。

2. 定義

部局とは、各学部・学域、研究科、国際基幹教育機構及び研究推進機構をいう。

3. 自己点検・評価の領域及び内容

自己点検・評価は、教育、研究、社会貢献及び大学運営の 4 領域とし、認証評価機関が定める評価基準を基礎に、大学独自の点検・評価内容を加えて実施する。

4. 教職課程にかかる自己点検・評価の実施

前項の教育の領域における自己点検・評価の一環として、大学において、教職課程の質の向上を図るため教職課程にかかる自己点検・評価を実施することとし、詳細は別に定める。

5. 自己点検・評価の実施単位

自己点検・評価は、大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針に定める内部質保証の各分野において、大学又は部局を単位として実施する。

6. 自己点検・評価の実施対象期間

自己点検・評価の実施対象期間は、原則として自己点検・評価実施年度の年度末までとする。

7. 自己点検・評価報告書の作成

内部質保証の各分野は、部局において計画・評価を所掌する委員会等が作成した部局自己点検・評価報告書を取りまとめ、当該分野の自己点検・評価報告書を作成し、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度 6 月末までに大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に提出する。

大学評価委員会においては、各分野の自己点検・評価報告書を取りまとめ、原則として自己点検・評価実施年度の翌年度 7 月末までに自己点検・評価報告書を作成する。

8. 自己点検・評価報告書の承認

大学評価委員会が作成した自己点検・評価報告書については、作成後速やかに大阪公立大

学内部質保証会議及び大阪公立大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）において承認を得るものとする。

9. 自己点検・評価報告書の公表

自己点検・評価報告書は、教育研究審議会の承認後速やかに大学のホームページ等において公表する。

10. 資料の収集

自己点検・評価の実施にあたり必要となる情報の収集及び分析については、データ利活用促進室及び高等教育研究開発センターが中心となり行う。

上記のほか部局において保有する情報については、部局が毎年度収集し、及び保管する。

11. 第三者評価の積極的实施

大学及び部局は、自己点検・評価において、第三者評価を積極的に実施するものとする。

部局が自己点検・評価を第三者評価とあわせて実施した場合における本実施要項の各項目の取扱いは、大学評価委員会において定める。

附 則

この要項は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2025年4月1日から施行する。